

東京電力株式会社が設置する電気工作物の移設に要する費用の負担等  
に関する覚書

神奈川県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社神奈川支店（以下「乙」という。）  
は、次のとおり覚書を締結する。

（適用範囲）

第1条 この覚書は、県営住宅及びその付属施設の整備、維持保全にかかる事業（以下  
「住宅整備事業等」という。）の区域内及びその周辺で、甲が施工する住宅整備事業  
等に起因して、乙が設置している配電及び通信線路の電気工作物（以下「電気工作物」  
という。）を移設する場合に適用する。

2 前項の規定は、行政財産の目的外使用許可取扱要領（昭和59年管第57号総務部長  
通知）第17条第4号に該当する場合を除くものとする。

（移設の申し出）

第2条 甲は、乙が設置している電気工作物を移設する必要がある場合には、電気工  
作物移設申込書（別記様式）により乙に申し出るものとする。

（費用負担）

第3条 前条による電気工作物の移設は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭  
和42年2月21日閣議決定）第6条に基づき実施するものとし、その移設に要する費  
用については、別紙の各事例に基づき、甲と乙が負担するものとする。

2 ただし、当該電気工作物について2年以内に再移設の必要が生じた場合には、その  
費用は甲の負担とする。

（疑義等）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じた場合には、その  
都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ各自その1  
通を保有する。

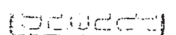
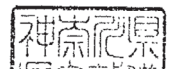
附 則

この覚書は、平成15年 3月 1日から施行する。

平成15年 2月28日

（甲） 神奈川県県土整備部長

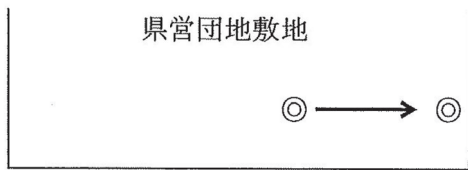
（乙） 東京電力株式会社  
神奈川支店長



別紙

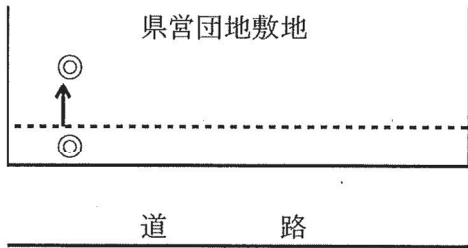
【事例1】団地敷地内移設

①



負担割合： 乙 10割

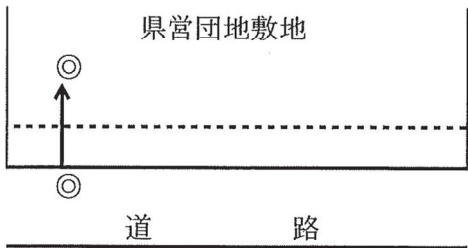
②



道路拡幅に伴う移設  
負担割合： 乙 10割

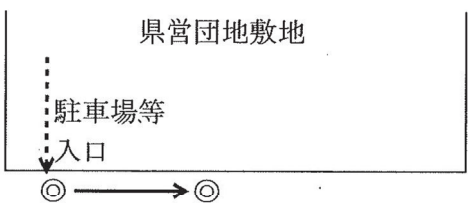
【事例2】団地敷地外から団地敷地内移設

①



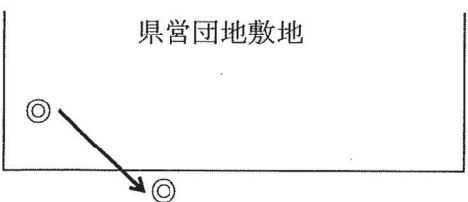
道路拡幅に伴う移設  
負担割合： 甲 5割  
乙 5割

【事例3】団地敷地外から団地敷地外移設



負担割合： 甲 10割

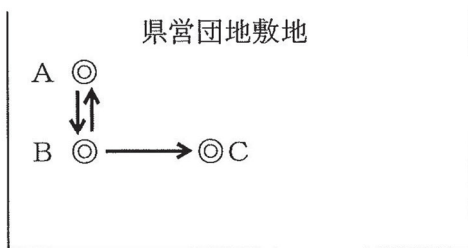
【事例4】団地敷地内から団地敷地外移設



負担割合： 乙 10割



【事例5】仮移設を伴うもの



負担割合： A → B (仮移設費用)：甲 10割  
B → A (本移設費用)：乙 10割  
又は  
B → C (本移設費用)：乙 10割

注1. 道路とは、公道をいう。

2. 県営団地敷地には、神奈川県県土整備部住宅整備課及び住宅管理課の管理する道路形態の土地を含む。
3. 仮移設とは、同一工事において、双方の協議により複数回の移設が予定される場合で、本移設以外のものをいう。
4. 送電線路を移設する場合は、別途費用負担について協議する。